

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 22 年 11 月 30 日付「保医発第 1130 第 4 号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成 22 年 12 月 1 日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

謹白

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	検体検査実施料適用日	注
D012 感染症免疫学的検査						
23	肺炎球菌細胞壁抗原(定性)	イムノクロマト法	210	免疫 144	平成 22 年 12 月 1 日	*

[注]

- * 1 ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は「23」の尿中肺炎球菌荚膜抗原に準じて算定する。
イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。
ウ 尿中肺炎球菌荚膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

